

行政視察報告書 (自民党 恵 義 会)

* 報告者

自民党恵義会 会長 川股洋一

* 視察研修参加議員名

川股洋一、小橋 薫 計2名

* 視察研修日程

令和4年7月19日(火)～7月21日(木)の2泊3日

* 視察研修項目

7月20日(水) 福岡県中間市

(ハラスメント条例について)

7月21日(木) 大阪府池田市

(ハラスメント条例について)

視察研修先・大阪府 池田市

視察研修項目・池田市の職員及び市議会議員のハラスメント防止に関する条例

報告者・川股洋一

研究研修内容

研修日時 令和4年7月21日(木) 13時30分～15時00分

研修場所 池田市議会 委員会室

テーマ 池田市の職員及び市議会議員のハラスメント防止に関する条例について

対応	副議長	中田 正紀 氏
	議会事務局局長代理	太田原 慎也氏
	議会事務局主幹	小畑 雄大 氏
	議会事務局	浅田 夏実 氏
	総務部人事課長	松永 正士 氏

池田市は、大阪府の北西部、大阪平野の北辺部に位置し、市域は南北に細長く、北部は北摂山地の五月山と久安寺川沿いの小盆地、南部は扇状地と猪名川の平野に位置する。

人口 103,336 人 (令和4年4月1日現在) 73, 4%が3次産業のまちである。市内南部には閑静な住宅地が広がり、阪急電鉄による宅地開発や阪神間モダンイズム文化の影響を受けた街並みが繰り広げられている。

池田市は、阪急が初めて住宅分譲を行った地として知られ阪急電鉄の創始者である小林一三邸宅も当市に位置しており、現在は、小林一三記念館として企業博物館になっている。

他にもダイハツ工業の創業の地、また、日清カップヌードルのチキンラーメンの開発者安藤百福氏もこの地に居を構えた事から、カップヌードルミュージアムも所在している文字通り物創りの街であります。

また、特筆では、子育て施策で3人目を出産した世帯に3年間軽自動車を無料で貸与する子育て策があり、私は大変驚かされました。

池田市が条例を制定した背景は、全国的に報道がされた前市長の不適切な諸問題において、一連の事実関係を明らかにするために、令和2年第4回11月臨時議会に於いて地方自治法第100条第1項の権限を付与された百条委員会を設置し調査を行った

調査は、

- (1) 不適切な庁舎使用並びに公金の私的流用に関する事。
- (2) 本会議及び常任委員会における虚偽答弁に関する事。

(3) 本市職員等に対するパワハラ疑惑に関する事。

この3つの事項について、令和3年第1回4月臨時議会に於いて調査報告をまとめた。

報告書の総括として、3つの調査項目全てに於いて問題があると指摘した。特にパワハラに関しては、厚生労働省が定める「職場のパワーハラスメントの定義」に照らしても全てに該当していると認められました。

また、報告書の提言では、パワハラをはじめ、セクハラ、マタニティーハラ、等の各種ハラスメントについては、議員はもとより、市職員、市民に於いてもいつハラスメントの被害者にも加害者にもならないように、日頃から自分自身言動を客観的に見る機会を設ける事、ハラスメントを未然に防止するために、職員等がハラスメントを行わない、許さないと言う共通意識を持つよう、繰り返し周知徹底を図ると共に、特別職が徹底してハラスメントに係る研修に参加する事が提言されていた。

この提言を受け、議員間に於いて条例制定の機運が高まり令和3年6月29日開催の各派代表会議にて条例制定を進める事に合意し決定した。

条例中のハラスメントの範囲は、

・パワーハラスメント

(職務に関する優越的な関係を背景として行われる、業務上必要かつ相当な範囲を超える言動であって、相手方に対して恫喝や精神的若しくは身体的な苦痛を与え、人格を若しくは尊厳を害し、又は勤務環境を害す事となる行為を言う)

・セクシャルハラスメント

(性的な言動により相手方に対し不快感を与える行為若しくはその行為によりその者の勤務環境を害し、又は勤務条件に不利益を与える事となる行為を言う。)

・妊娠、出産、育児又は介護に関するハラスメント

(職場に於いて、妊娠した事、出産した事、若しくは、妊娠出産に起因する症状により勤務することが出来ないこと等を理由とする言動又は、妊娠、出産、育児、若しくは、介護に関する制度若しくは措置の利用に関する言動によりその者の勤務環境が害されることとなる行為を言う)

その他誹謗、中傷、風評等により相手方に対して人権を侵害し、不快にさせる行為を言うとの事でした。

条例作成に当たり、理事者、職員、議員、市民の反応を伺ったところ、職員、理事者は、議会は主体となって条例を作成する事に全く異議がなかったとの事であり市民からも特に要望などは、ないとの事でした。

条例制定後のそれぞれの反応について伺いました。

マスコミから又はの問い合わせや、今後ハラスメント条例を制定する自治体

から数件の問い合わせがあった程度だったとの事でありました。

条例制定に当たり、議員提案の条例制定のため議会が主体となり令和3年6月から9月までに議員の条例制定に当たり11回の勉強会を行った。

作成に当たり条ごとに担当を決め作成作業を行ったが、それぞれの条ごとに、全体的な関連性に異差が発生し調整に時間が掛かったとのことでありました。

結果は理念条例と定め全会一致にて制定されました。

恵庭市にどのように反映し条例を設計して行くべきか、考察して行きたいと考えます。

以下ハラスメント条例抜粋

池田市の職員及び市議会議員のハラスメント防止に関する条例をここに公布する。

令和3年9月30日 池田市長 瀧澤 智子

池田市条例第26号 池田市の職員及び市議会議員のハラスメント防止に関する条例

前文

ハラスメントは、それを行う者の認識の有無にかかわらず、相手方の基本的人権を損ない、尊厳を傷つけ、心身に被害を与える人権侵害です。また、職員及び市議会議員におけるハラスメントが市民サービスを低下させることは言うまでもありませんが、その事実が明らかになったときは、市民の信頼の喪失のみならず、社会的信用の失墜につながるおそれがあります。よって、市長をはじめとする職員及び市議会議員は、職員又は市議会議員から他の職員又は市議会議員に対してハラスメントがあったのではないかという疑惑を持たれるような行為を起こさない、さらにハラスメントを絶対に許さないという強い認識の下、職位及び職責にかかわらず、相互に人格を尊重し、信頼し合うことで、それぞれの能力を十分発揮させることができる環境を確保するとともに、ハラスメントの防止及び根絶に努め、市民から信頼される市政運営をめざすことを決意し、この条例を制定します。

(目的)

- 第1条 この条例は、職員又は市議会議員から他の職員又は市議会議員へのハラスメントを防止することにより、職員及び市議会議員が個人としての尊厳を尊重され、良好な職員の職場環境及び市議会議員が活動できる環境を確立することを目的とする。

- (定義)

- 第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 職員 地方公務員法（昭和25年法律第261号）第3条第2項に規定する一般職の職員並びに同条第3項第1号から第2号まで、第3号、第3号の2及び第5号に規定する特別職の職員（市議会議員を除く。）をいう。

- (2) ハラスメント

- パワーハラスメント

- （職務に関する優越的な関係を背景として行われる、業務上必要かつ相当な範囲を超える言動であって、相手方に対して精神的若しくは身体的な苦痛を与え、人格若しくは尊厳を害し、又は勤務環境を害することとなる行為をいう。）

- セクシュアル・ハラスメント

- （性的な言動により相手方に対して不快感を与える行為若しくはその行為によりその者の勤務環境を害し、又は勤務条件に不利益を与えることとなる行為をいう。）、妊娠、出産、育児又は介護に関する ハラスメント（職場において、妊娠したこと、出産したこと若しくは妊娠若しくは出産に起因する症状により勤務することができないこと等を理由とする言動又は妊娠、出産、育児若しくは介護に関する制度若しくは措置の利用に関する言動によりその者の勤務環境が害されることとなる行為をいう。）

- その他の誹謗、中傷、風評等により相手方に対して人権を侵害し、又は不快にさせる行為をいう。

- (職員及び市議会議員の責務)

- 第3条 職員及び市議会議員は、他の職員及び市議会議員を職務遂行上の対等なパートナーとして互いの人権を尊重し、他の職員及び市議会議員に対しハラスメントをしてはならない。

- 2 市長及び副市長は、職員がその能力を十分に発揮できるような職場環境を確保するため、職員に対するハラスメントの防止及び ハラスメントを受けた職員への配慮に努めるとともに、ハラスメントに起因して職員の職場環境が害され、又は職員に不利益が生じた場合は、必要な措置を迅速かつ適切に講じなければならない。

- 3 市議会議長及び市議会副議長は、市議会議員がその能力を十分に発揮して活動できる環境を確保するため、市議会議員に対する ハラスメントの防止及びハラスメントを受けた市議会議員への配慮に努めるとともに、ハラスメントに起因して市議会議員が活動 できる環境を害され、又は市議会議員に不利益が生じた場合は、必要な措置を迅速かつ適切に講じなければならない。

- (研修等)

- 第4条 市長は、職員のハラスメントに係る認識の向上に関して、その防止に係る実効性を高めるために必要な研修を実施するとともに、不断の自己研鑽に努めなければならない。

- 2 市議会議長は、市議会議員のハラスメントに係る認識の向上に関して、その防止

に係る実効性を高めるために必要な研修を実施するとともに、不断の自己研鑽 さんに努めなければならない。

(委任)

- 第5条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、市長又は市議会議長が別に定める。 附 則 この条例は、公布の日から施行する。

視察研修先・福岡県中間市
視察研修項目・中間市議会ハラスメント根絶条例について
報告者・小橋 薫
研究研修内容 <p>条例制定に至る背景からの説明を受ける。その中で、印象及び条例制定に至った原因として、長年にわたる保守系議員の独裁的な議会運営が挙げられると感じている。</p> <p>又、会派等の数の力による横暴的な運営も感じられたところである。そういった中で、議員の職員及び議員に対するハラスメントが日常的に行われて来たことに対し、若手議員等を中心に疑問・不信・非常識等に対し問題解決の為、本条例の起案に至ったと認識してる。</p> <p>さて、条例の内容であるが、至って明確的であり、現社会情勢ではあらゆる場面等においてハラスメントに対する責任は重いものである。したがって、条例では、処罰等は明記されてはいないが、社会的な責任立場にある議員としての責務は重大である。</p> <p>事実確認後は公表されることとなる。勇逸の実情な文言を明記されている。少し、前後するが、「コンプライアンス的」な指針等は以前にあったと聞いているがこの条例のタイトル「ハラスメント根絶」という極めて強い意思が伺えるところである。他の議会では「防止等」を用いているが中間市においては強い意味と意思を感じたところである。現代社会のルールにしっかりと対応し、議員の資質向上には必要不可欠な条例ともいえる。</p> <p>制定後に於いての議員の行動・言動には明らかな変化が見受けられているという。特に、説明議員の女性議員は、「以前は常任委員会でハラスメントに当たる言動があったが、制定後は、そのようなこともなく安心して仕事ができる」というコメントが印象的であった。</p> <p>以上な事から、本議会もしっかりと調査等をし、職員に対する対応を今一度考え、襟を正すことが重要である。</p>
視察研修先・大阪府池田市

視察研修項目・池田市の職員及び市議会議員のハラスメント防止に関する条例について

池田市の条例制定の背景からの説明は、前市長の職員に対するハラスメントが主な原因であるとのことである。条例制定に当たっては、東京都狛江市の条例が基本となり、池田市でアレンジして作成に至ったとある。内容的には、「理念条例」である。特に、注視しいのは、議員及び職員の研修体制である。隔年ではあるが、しつかりとした研修体制を維持し、ハラスメントに対する防止に重点を置いている。説明員が職員対応ということもあり、少し深く質疑するもなかなか本質までの答弁はいただけなかった。やもえない事と理解はしているが・・・

条例制定後は、議員・職員共に変化が見受けられ中間市と同様に、言動等には細心の注意を払っているとのことである。

ハラスメントに関する視察に於いては、わが町の本音の部分すべてを言えない事情も考慮しなければならないと感じたところである。